

身延町産業集積促進助成金の概要（R5.10.1時点）

こちらは概要版です。詳細は身延町産業集積促進助成金交付要綱をご覧ください。

<https://www.town.minobu.lg.jp/chosei/reiki/act/frame/frame110001334.htm>

	製造業・物流業等の場合	本社機能移転等の場合	情報通信業等の場合	オフィス設置事業の場合	宿泊業の場合	
対象業種	①製造業 ②物流業 ③データセンター ④試験研究所	業種の制限なし	①情報サービス業 ②インターネット付随サービス業 ③デジタルコンテンツ制作事業者	業種の制限なし	①旅館、ホテル ②リゾートクラブ	
対象要件	次の条件を全て満たすもの ①町内において土地又は借地権（設置期間が20年以上のものに限る）を取得して3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること ②投下固定資産額（土地分除く）が3億円以上であること ③操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が10人以上であること（データセンターは5人以上） ④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること ⑤環境保全に関する適切な措置が講じられること	次の条件を全て満たすもの ①本社オフィス、研究・研修施設を町内に整備し、操業を開始すること ②投下固定資産額（土地分除く）が1億円以上であること（貸借の場合は除く） ③操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が10人以上であること ④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること ⑤環境保全に関する適切な措置が講じられること	次の条件を全て満たすもの ①建物及び設備機器を取得又は賃借したものであること ②操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が5人以上であること ③山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること	次の条件を全て満たすもの ①町内へオフィス、研究・研修施設を新たに設置し、操業を開始すること ②操業から1年以内に町外からの常時雇用労働者数が5人以上となり、そのすべてが町内に居住の実態を有すること ③山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること	次の条件を全て満たすもの ①町内に宿泊施設を設置し、操業を開始すること ②投下固定資産額（土地分除く）が100億円以上であること ③操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が30人以上であること ④最低客室面積（内法）が40㎡以上であること ⑤地域経済牽引事業計画の県承認を受けていること ⑥山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること	
助成率	①町内に初めて工場等を設置する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の0.8% ②自社所有地に工場等を建設し、操業する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の0.4% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額（土地分除く）のうち 空き工場0.4%、機械・設備0.8% ④試験研究所の場合 →投下固定資産額（土地分除く）の0.4% ※投下固定資産額が200億円を超える場合 ⇒200億円を超える投下固定資産額については0.4%	①新たに土地を取得し本社機能の移転等をする場合（取得から3年以内の操業） →投下固定資産額（土地分除く）の1.0% ②自社所有地に本社機能の移転等をする場合 →投下固定資産額（土地分除く）の0.5% ③建物等を賃借する場合 →賃借料の1/2（操業開始から3年間に限る）	①建物及び設備機器を取得する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の2.0% ②建物及び設備機器等を賃借で導入する場合 →賃借料及び通信回線使用料の1/2（操業開始から3年間に限る） ※改修費用は初年度に限り、改修内容が資本的支出にあたり、借主が所有権を持つ場合は①を適用	①新たに建物（社宅を含む）及び設備機器を取得する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の2.0% ②建物及び設備機器等を賃借する場合 →賃借料、住宅手当（県外からの常時雇用労働者に支給するものに限る）、通信回線使用料又は改修費用の合計の1/2（操業開始から3年間に限る） ※ ※改修費用は初年度に限り、改修内容が資本的支出にあたり、借主が所有権を持つ場合は①を適用	①町内に初めて宿泊業の用に供する施設を設置する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の1.0% ※投下固定資産額が200億円を超える場合 →200億円を超える投下固定資産額については0.4%	
加算値	高度先端分野	1.0%				
	成長分野	医療機器関連産業	1.3%			
		水素・燃料電池 関連産業	1.3%			
		半導体関連産業	0.4%			
		ロボット関連産業	0.4%			
		データセンター	0.4%			
	高付加価値 創出事業	課税の特例の適用がある承認地域 域経済牽引事業	0.2%			
	増加する常時雇用労働者のうち町外からの転入者数	5人以上	0.2%			
10人以上		0.3%				
町外新規立地		0.4%				
限度額	町外からの新規立地 （高度先端分野、成長分野）	3億円	①新たに土地を取得して移転、自社所有地に移転、空き工場等を取得して移転する場合 →2,000万円 ②建物等を賃借する場合 →年200万円(最大3年間)	①建物及び設備機器を取得する場合 →4,000万円 ②建物及び設備機器等を賃借する場合 →年400万円（最大3年間）	①新たに建物（社宅を含む）及び設備機器を取得する場合 →600万円 ②建物及び設備機器等を賃借する場合 →年200万円（最大3年間）	①投下固定資産額が200億円以下の場合 →1億円 ②投下固定資産額が200億円を超える場合 →10億円
	町外からの新規立地 （上記以外製造業等）	1.5億円				
	町内企業 （高度先端分野、成長分野）	1.5億円				
	町内企業（上記以外製造業等） ※投下固定資産額100億円以上	6,000万円 ※1億円				
	200億円を超える大規模投資事業	10億円				